



Sampo Japan
Nipponkoa

自動車をお持ちでない方や自動車を借りて運転される方に最適な保険です。

ドライバー保険

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

ドライバー保険とは

記名被保険者※が他人の自動車を借用し、運転中に起こった事故について補償する自動車保険です。運転免許証をお持ちの方がご契約いただけます。

※「記名被保険者」とは、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている補償の対象となる方をいいます。

- ご注意**
1. 記名被保険者1名につき複数のご契約はできません。
 2. ご契約の際は運転免許証をご提示いただけます。
 3. 記名被保険者の使用者の業務(家事を除きます。)に使用するために、その使用者の自動車を運転している際に起こした賠償事故・人身傷害事故については保険金お支払いの対象外となります。



ドライバー保険のご契約にあたって

記名被保険者の年齢により、「21歳未満」または「21歳以上」のいずれかでご契約いただけます。



21歳未満



21歳以上

ドライバー保険の対象となる借用自動車



自家用
普通乗用車



自家用
小型乗用車



自家用
軽四輪乗用車



自家用
小型貨物車



自家用
軽四輪貨物車



自家用
普通貨物車
●最大積載量0.5トン以下



自家用
普通貨物車
●最大積載量0.5トン超 2トン以下



特種用途自動車
(キャンピング車)



二輪自動車
原動機付自転車

ご注意 レンタカーを含みます。

対象とならない自動車の例

- 記名被保険者、記名被保険者の配偶者(内縁を含みます。以下同様とします。)または記名被保険者の同居のご親族が所有する自動車
- 記名被保険者が役員となっている法人の所有する自動車

ドライバー保険の主な補償内容

対人賠償責任保険

自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償



対物賠償責任保険

自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償



相手への賠償

まかせて安心
示談交渉サービス

損害賠償請求を受けた場合で、被保険者のお申し出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けします。

人身傷害保険

借用自動車に搭乗中の事故による治療費・休業損害・精神的損害などの損害をお客さまの過失も含めて補償



ご自身の補償

オプション

- 対物全損時修理差額費用特約
- 搭乗者傷害特約(一時金払)
- 一時金払医療保険金倍額特約
- 個人賠償責任特約

など

その他の特約



お支払いする保険金の種類と補償の概要

基本補償 万が一の事故のために損保ジャパン日本興亜がおすすめする補償です。 **オプション** お客さまのご希望により付帯できます。 **自動セット** ご契約の内容により必ず付帯されます。

基本項目・特約	補償の概要	区分
相手への賠償 対人賠償責任保険	記名被保険者が借用自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させたり、ケガをさせたりした場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用*などもお支払いします。 *損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用に限りです。	基本補償 (ご希望により補償の有無を選択することができます。*)
相手への賠償 対物賠償責任保険	記名被保険者が借用自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用*などもお支払いします。 *損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用に限りです。 (注) 次の事故については、保険金額が10億円を超える場合(「無制限」の場合を含みます。)であっても、お支払いする保険金の額は1回の事故につき10億円を限度とします。 ・「借用自動車」または「借用自動車がかん引中の自動車」に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいによる事故 ・航空機に対する事故	基本補償 (ご希望により補償の有無を選択することができます。*)
ご自身の補償 人身傷害保険	借用自動車に搭乗中の方が自動車事故*により亡くなられたり、ケガをさせられたりした場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、入院日数が5日以上となった場合は、入院定額給付金*2をお支払いします。 *1 借用自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。 *2 ご契約時に10万円または20万円をお選びいただけます。 (注) 損害額の認定は、約款に定められた基準に従い損保ジャパン日本興亜が行います。	基本補償 (ご希望により補償の有無を選択することができます。*)
相手への賠償に関わる特約 対物全損時修理差額費用特約	対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費*が時価額を超え、記名被保険者がその差額を負担した場合に、実際に負担した「差額の修理費に記名被保険者の過失割合を乗じた額」について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。 *「修理費」とは、実際に修理を行った場合で自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。	オプション
ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約 搭乗者傷害特約(一時金払)	記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の方が、自動車事故*により亡くなられたり、ケガをさせられたりした場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。医療保険金は、医師の治療を要した場合に次の金額をお支払いします。 *借用自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。 ●入院日数が1日から4日の場合:ケガの内容にかかわらず1万円 ●入院日数が5日以上の場合:ケガの内容に応じて10万円、30万円、50万円または100万円	オプション
ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約 搭乗者傷害特約(日額払)	記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の方が、自動車事故*により亡くなられたり、ケガをさせられたりした場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。 医療保険金は、事故発生日からその日を含めて180日以内の期間を限度に、医師の治療が必要と認められない程度に治った日までの入院治療日数に対し、1日につきご契約の入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。 *借用自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。	オプション
ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約 一時金払医療保険金倍額特約	搭乗者傷害特約(一時金払)の医療保険金を倍額にしてお支払いする特約です。	オプション
ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約 無保険車傷害特約	保険を契約していない自動車との事故などで亡くなられたり、後遺障害が生じたりした場合で、相手の方から十分な補償を受けられないときに、被保険者1名ごとに、その損害額などについて保険金をお支払いする特約です。なお、相手の方から既に受領済の賠償金や自賠責保険、労働者災害補償制度によって既に給付が決定した金額または支払われた金額などについては、その額を差し引いて保険金をお支払いします。 (注1) 保険金額は「無制限」とします。 (注2) 損害額の認定は、約款に定められた基準に従い損保ジャパン日本興亜が行います。	自動セット *2
ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約 自損事故傷害特約	自損事故(電柱との衝突など)で、借用中の自動車を運転中の記名被保険者とこれに同乗するご家族*の方が亡くなられたり、ケガをさせられたりした場合で、自賠責保険などで保険金が支払われないときに、1回の事故につき被保険者1名ごとに、所定の保険金をお支払いする特約です。 *「ご家族」とは、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまをいいます。	自動セット *3
その他の補償などに関わる特約 個人賠償責任特約	日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故(自動車事故を除きます。)により、他人にケガなどをさせたり、他人の財物を壊したりした場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。また、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。日本国内で発生した事故に限り示談交渉サービスが付ききます。 【保険金額】 ●日本国内で発生した事故:無制限 ●日本国外で発生した事故:1億円	オプション
お手続きに関わる特約 継続うっかり特約	満期日までに継続手続きを行えなかった場合であっても、その理由がご契約者の事情によらないときなど、一定の条件を満たしているときは、満期日の翌日から30日以内にお手続きいただくことにより、満期日と同等の内容で継続されたものとしてご契約いただける特約です。	自動セット 原則としてご契約期間が1年のご契約に必ず付帯されます。

*1 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険のいずれかを必ずご契約ください。また、人身傷害保険をご契約の場合は、必ず対人賠償責任保険をセットでご契約ください。
*2 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。
*3 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、人身傷害保険が適用されている場合を除きます(この特約の補償の対象となる事故については、人身傷害保険から保険金をお支払いします)。

ご注意 ドライバー保険には車両保険はありません。

損保ジャパン日本興亜のドライバー保険では、口座振替払・クレジットカード払など、ご指定いただいた方法により後日、保険料をお支払いいただきますので、ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません。

★このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券(等)の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせ先



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>